

議案第47号

鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例
を廃止する条例制定の件

鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年鹿児島県条例第31号）は，廃止する。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の改正により指定介護療養型医療施設の規定が令和6年3月31日限りで失効することに伴い，鹿児島県指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止するため，この条例を制定しようとするものである。